



ひと、暮らし、みらいのために
厚生労働省

平成28年度 和歌山労働局のとりくみ

労働基準監督署・ハローワーク

～活力のある地域・企業は
生き生きとした働き手から～



(南部梅林)

平成28年度 和歌山労働局における労働行政基本方針

労働局は、働く人々の福祉と職業の確保等を図り、経済の発展と国民生活の保障及び向上に寄与することを目的に厚生労働省の地方労働行政機関として都道府県単位に設置されています。

和歌山労働局は、利用者の立場に立った親切でわかりやすい窓口対応と事務処理の迅速化に努め、労働基準行政分野、職業安定行政分野及び雇用均等行政分野が連携を密にして和歌山県内の総合労働行政機関としての機能を一層発揮するため、労働局・労働基準監督署・公共職業安定所（ハローワーク）が一体となって、以下の対策に取り組みます。

【主要対策】

- 第1 公正、適正で納得して働くことができる環境整備 4
- 第2 「全員参加の社会」の実現加速 13

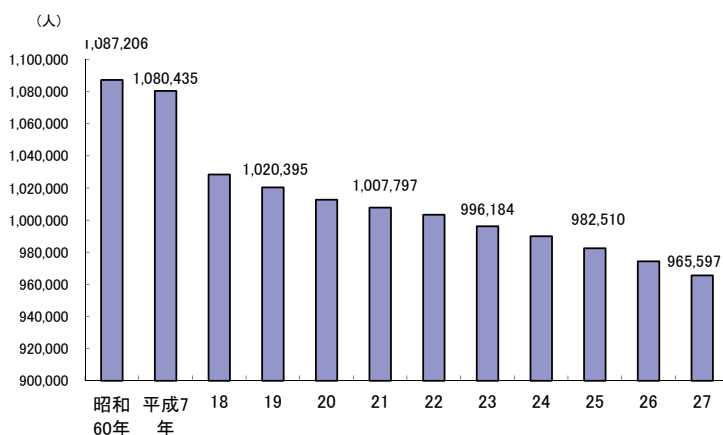
和歌山労働局の組織を見直し、『雇用環境・均等室』を設置

和歌山労働局は、以下の取組を進めるため、平成28年4月に組織を見直しました。

- ◎男女とも働きやすい雇用環境を実現するため、「女性の活躍推進」や「働き方改革」等の施策をワンパッケージで効果的に推進します。
- ◎労働相談の利便性をアップするため、パワハラや解雇等に関する相談窓口とマタハラやセクハラ等に関する相談を一つにします。また、個別の労働紛争を未然に防止する取組（企業指導等）と、解決への取組（調停・あっせん等）を同一の組織で一体的に進めます。

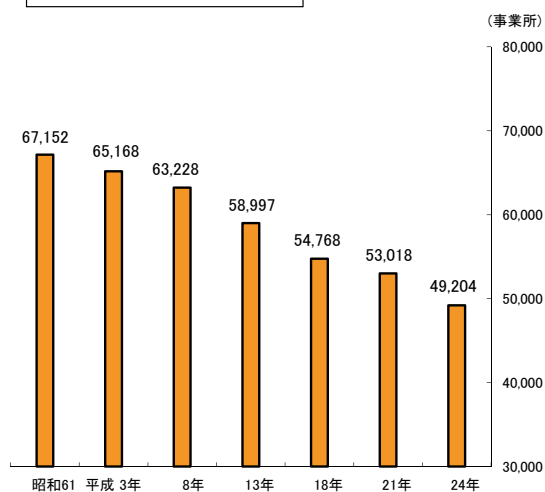
グラフで見る和歌山県内の労働情勢

（図1）和歌山県の人口の推移



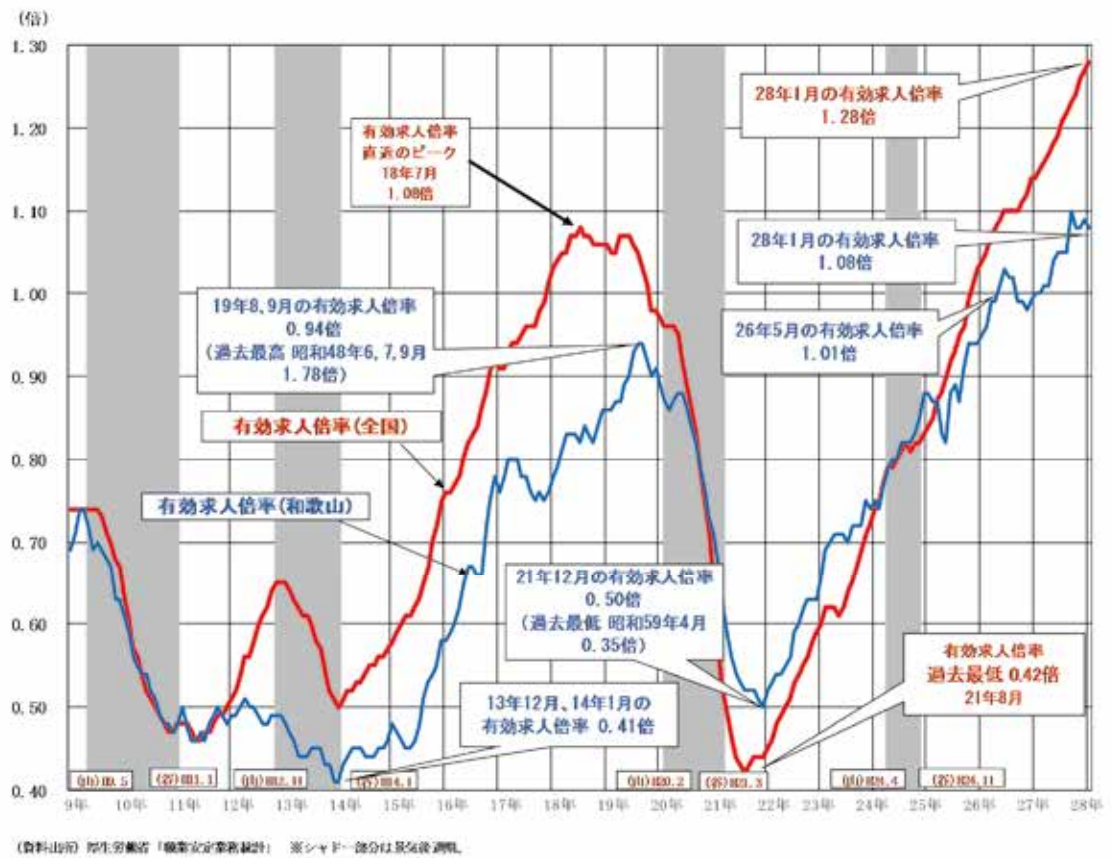
（資料出所：和歌山県人口調査結果）

（図2）事業所数の推移

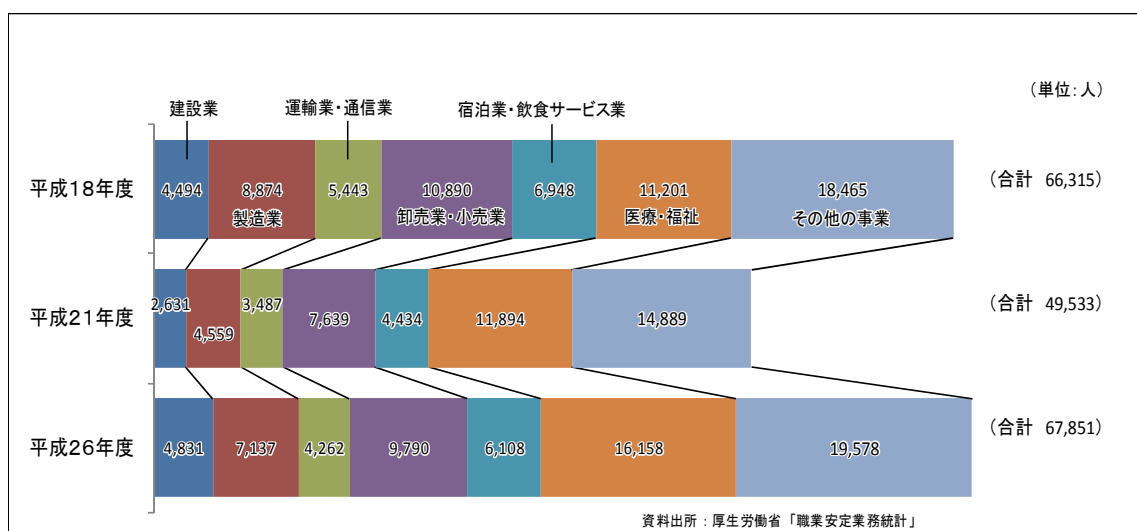


（資料出所：総務省 経済センサス基礎調査）

(図3) 和歌山県と全国の有効求人倍率の動向

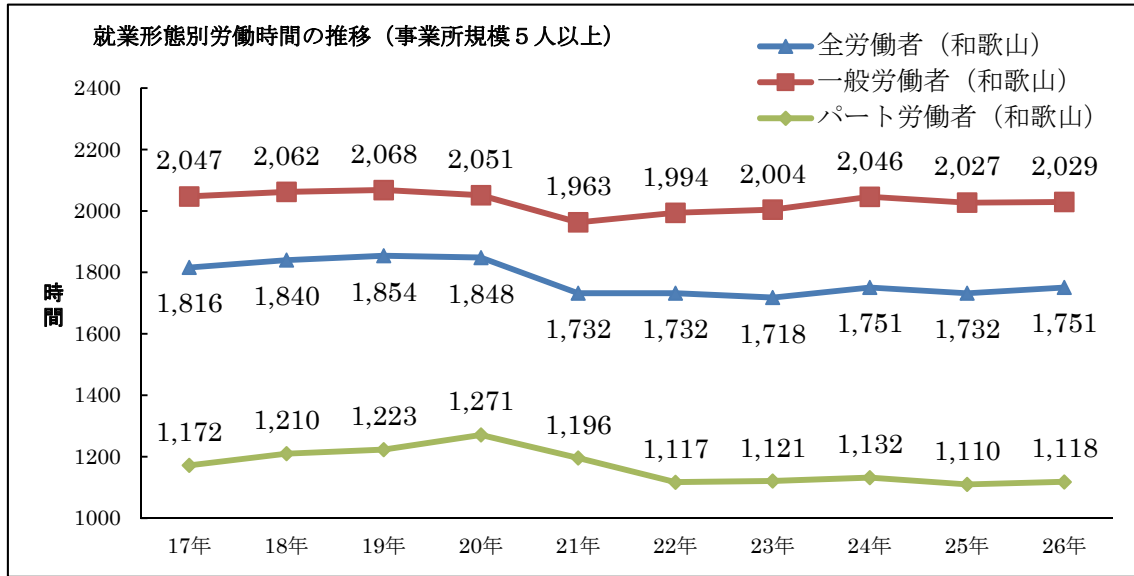


(図4) 和歌山県における新規求人数産業別割合の推移

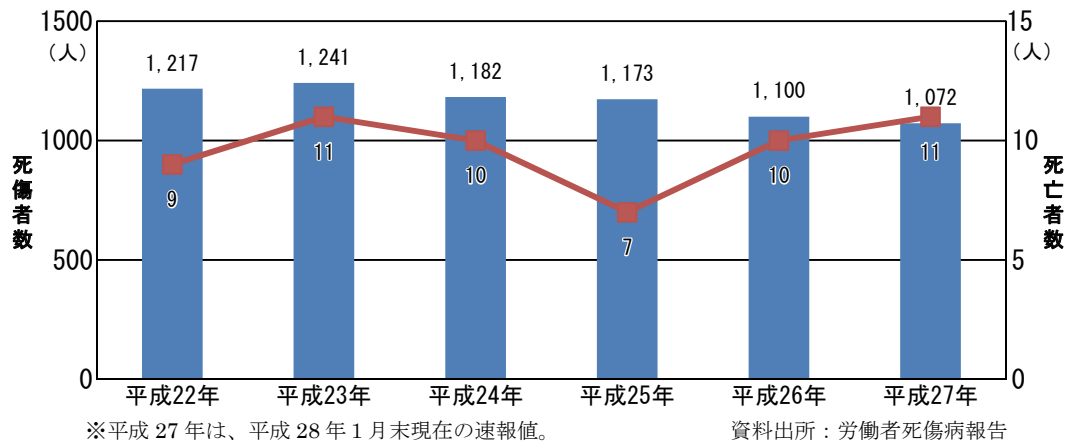


(図5) 和歌山県の年間労働時間の推移 (労働者 1 人平均)

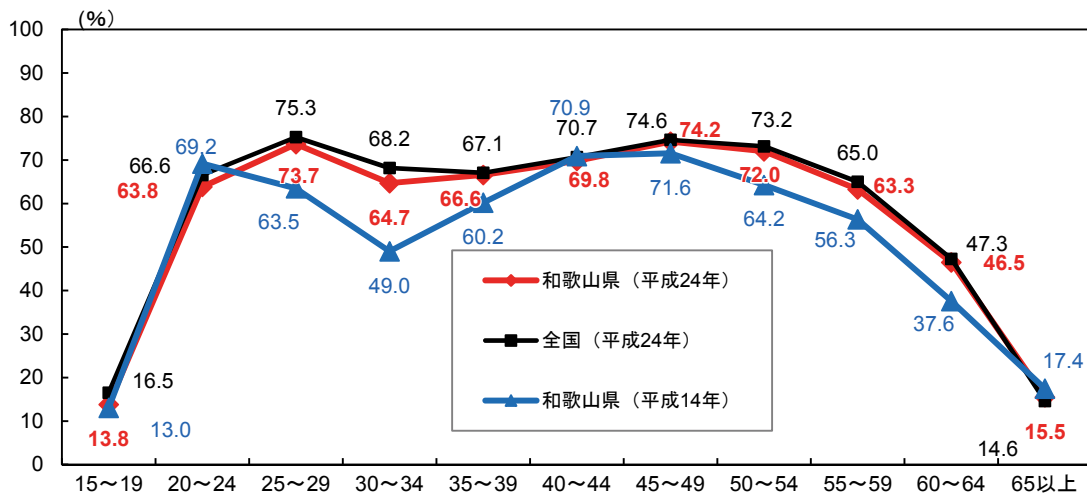
(注:「全労働者」=「一般労働者」+「パート労働者」)



(図6) 和歌山県における労働災害による死傷者数の推移 (休業4日以上の死傷者数及び死亡者数)



(図7) 女性の年齢階級別有業率



第1 公正、適正で納得して働くことができる環境整備

1 労働条件の確保改善対策の推進

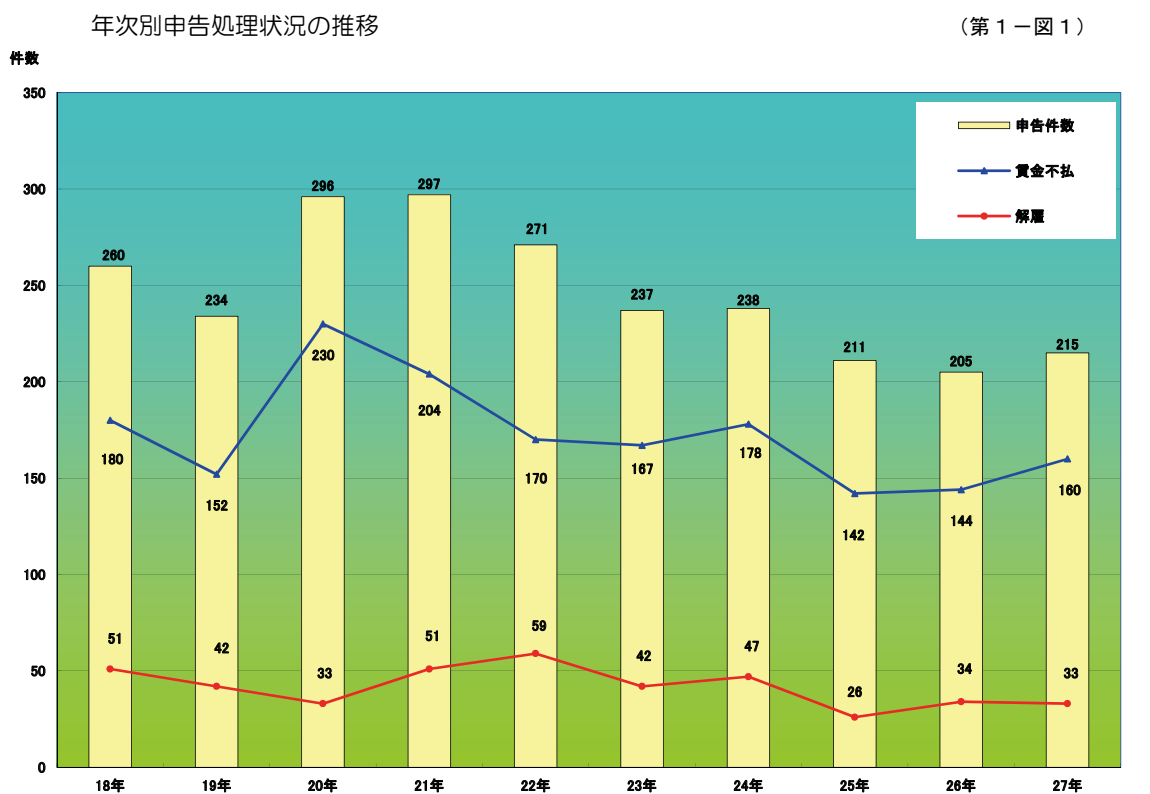
長時間労働・過重労働や賃金不払等の相談が数多く監督署に寄せられているほか、基本的な労働条件の枠組みが確立されていない事業場もみられることから、引き続き、監督指導による法定労働条件の履行確保を図るとともに、特に長時間労働・過重労働に対しては厳格に対応します。

(1) 長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害防止に係る監督指導等

長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害を防止するため、労働時間管理、健康管理、割増賃金等に係る指導を徹底するとともに、特に、各種情報から時間外労働時間数が1か月当たり100時間を超えていると考えられる事業場や、長時間にわたる過重労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場に対して、引き続き監督指導を徹底します。

(2) 基本的労働条件の確立及び賃金不払残業の防止等

事業場における基本的労働条件の枠組み及び管理体制の確立など労働基準関係法令の遵守徹底を図るとともに、これを定着させるための監督指導を実施します。また、賃金不払残業の解消を図るため、「労働時間適正把握基準」の遵守を重点とした監督指導等を実施し、重大又は悪質な事案に対しては司法処分を含め厳正に対処します。



資料出所：和歌山労働局労働基準部監督課

(3) 特定の労働分野における労働条件確保対策の推進

自動車運転者は依然として長時間労働の実態にあるなど、特定の労働分野においては、分野ごと特別な問題を抱えている状況にあるため、その特性に応じた対策を立てていくとともに、特に、次の分野における法定労働条件の履行確保対策として、必要な監督指導等を行っていきます。

- ・自動車運転者使用事業場
- ・技能実習生使用事業場
- ・介護労働者使用事業場

2 ワーク・ライフ・バランスの実現

少子高齢化や若者の県外流出により人口が減少し、働き手が減っている状況の中で、地域と企業の活力を高めていくためには、若者を惹きつけ、女性の活躍が一層促進されるような、仕事と生活の調和がとれた魅力ある雇用・職場環境を実現し、地域や企業の将来を担う人材を一人でも多く確保・定着させていくことが重要となっています。

そのため、「和歌山働き方改革宣言」（平成 27 年 6 月）の趣旨を踏まえ、「働き方改革」の取組の一層の浸透を図ります。

(1) 働き方改革等の取組の推進

長時間労働の削減、年次有給休暇の取得促進、適正な条件の下での多様な働き方の普及、女性の活躍促進などへの取組を加速すべく、企業の経営トップへの働きかけを引き続き実施します。また、行政・労・使による協議・意見交換の場として「和歌山働き方改革会議」を継続して開催するとともに、県民各層への広報啓発等を実施します。

このほか、年次有給休暇の取得率が低い、又は労働時間が長い業種を中心に、「労働時間等見直しガイドライン」の周知・啓発を行うとともに、働き方・休み方改善コンサルタントなどによる改善のための助言・指導等を実施します。

(2) 適正な労働条件の整備

多様な働き方の例として、職務、勤務地、勤務時間を限定した「多様な正社員」の周知等を行います。

また、医療従事者の勤務環境の改善に向けた取組として、県とともに設置している医療勤務環境改善支援センター等において、労働時間管理を中心とする労務管理全般にわたる支援等を実施します。

3 最低賃金制度の適切な運営

最低賃金制度は、労働者の賃金の最低限を保障するセーフティネットとして適切に機能する必要があることから、最低賃金の周知と遵守の徹底を図ります。

また、賃金引き上げに取り組む中小企業に対する支援事業として、「中小企業最低賃金引き上げ支援事業対策費補助金（業務改善助成金）」の活用を促進します。



(第1-図2)



(第1-図3)

最低賃金決定状況

(第1-表1)

	最低賃金額 (時間額)	効力発生日
和歌山県最低賃金 和歌山県内で働くすべての労働者に適用されます。 ただし、以下の産業に従事する労働者については、該当する最低賃額が適用されます。	731 円	平成 27.10.2
和歌山県鉄鋼業最低賃金	849 円	平成 27.12.31
和歌山県百貨店、総合スーパー最低賃金	780 円	平成 28.1.3

4 非正規雇用労働者の正規転換や処遇改善の推進

(1) 非正規雇用対策の推進

ハローワークでは、正社員としての就職に結びつくよう担当者制による職業相談・職業紹介を始め、キャリア・コンサルティング、職業訓練の受講相談、就職支援セミナー、住居・生活相談など、きめ細やかな支援を行います。

また、有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者等に対し、キャリアアップ助成金を活用して、正規雇用への転換、人材育成、処遇改善など、企業内でのキャリアアップを推進します。

(2) 労働者派遣事業の適正な運営及び派遣労働者の保護

派遣元・派遣先事業主等に対して、個別・集団指導を実施し、法令遵守の徹底を図り、労働者派遣事業の適正運営を推進します。

5 パートタイム労働者の均等・均衡待遇確保対策の推進

平成 27 年 4 月から施行されているパートタイム労働者の均等・均衡待遇の確保や納得性の向上等の更なる充実を内容とする改正パートタイム労働法の積極的な周知・啓発等を行うとともに、的確な指導等により改正パートタイム労働法の着実な履行確保を図ります。さらに、事業主に対し、必要に応じて、パートタイム労働者の雇用管理改善や、短時間正社員制度等について、情報提供を行います。

また、パートタイム労働者から個別具体的な事案に関する相談が寄せられた場合は、事業主から事情を聴き、法違反があれば指導を行うほか、労働局長の援助又は調停を行い、紛争の迅速な解決を図ります。



6 マッチング機能の充実強化

(第 1 - 写真 1)

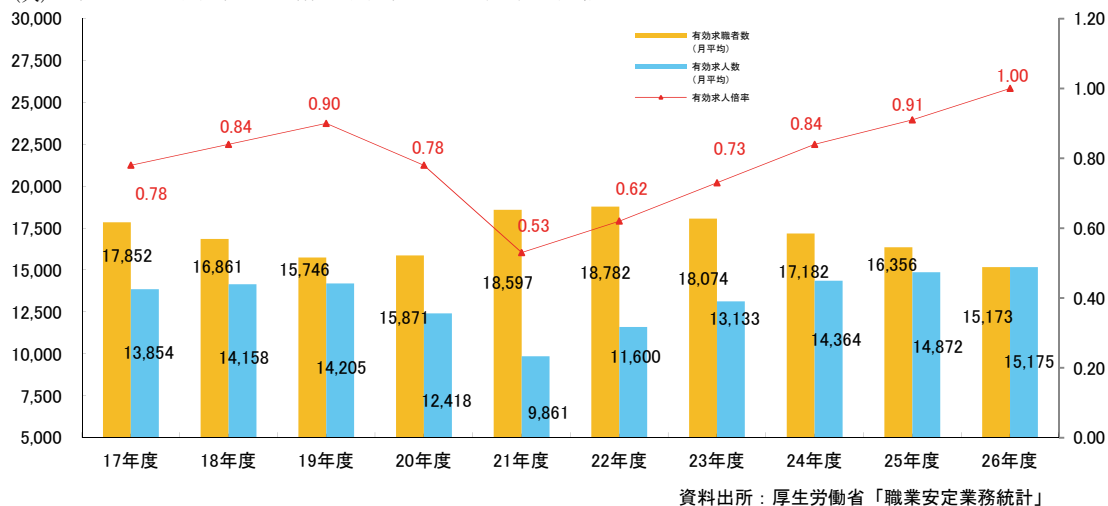
ハローワークの職業紹介業務については、求人・求職票に記載される情報内容の一層の充実を図るなど基本業務の更なる徹底を図り、マッチング機能の強化に努めています。

また、今後は雇用情勢の改善に伴い、求人数が増加し求職者が減少するものとみられるため、求人充足率は低下傾向を示しています。このため、求人開拓の重点を良質求人の確保に置きつつ、求職者、求人者双方のニーズを的確に捉え、積極的かつ機動的なマッチングを推進します。

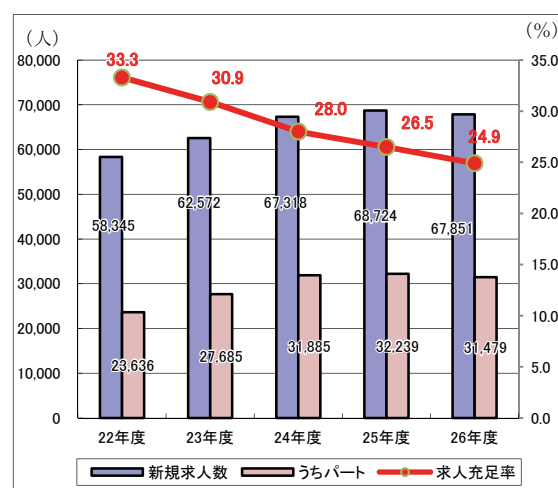
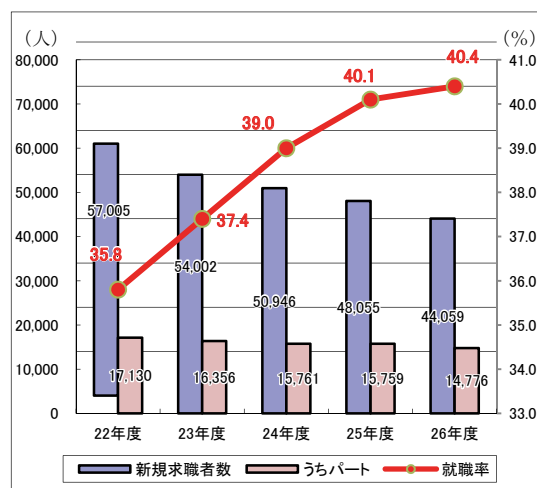
なお、雇用保険受給者に対しては、労働市場の現状や早期再就職のメリット、長期失業に関するデメリットの理解促進を図り、最新求人等とマッチングを行うなど早期再就職支援を強力に推進します。



(%)



(第1-図6)



(第1-図7)

7 失業なき労働移動の実現

離職を余儀なくされる労働者の円滑な再就職を実現するため、労働者のスキルアップやスキルチェンジを図っていきます。

- ・労働移動支援助成金の活用
 - ・企業間の人材マッチングを行う
- 産業雇用安定センターの出向・移籍
あっせん機能の強化への支援



8 労働者の安全と健康の確保

(1) 労働災害の防止

第12次労働災害防止計画の目標達成に向けて、平成28年は休業4日以上之死傷者数を前年比6%以上減少させることを目標に、労働災害が多発している次の業種に対し、労働災害防止対策を重点的に推進します。

【製造業（食料品製造業、金属製品製造業）、陸上貨物運送事業、農業、卸・小売業、社会福祉施設】

また、多発している転倒災害の防止を推進する「STOP！転倒災害プロジェクト」を全業種を対象に展開します。

業種ごとの重点対策は次のとおりです。

【製造業】機械によるはさまれ・巻き込まれ災害の防止

【陸上貨物運送事業】荷役作業における災害の防止

【農業】果実収穫作業における墜・転落災害の防止

【卸・小売業】安全衛生管理体制整備、バックヤードにおける転倒災害の防止

【社会福祉施設】介護作業における腰痛予防

業種別・年別死傷者数（休業4日以上）

（第1－表2）

	22 年	23 年	24 年	25 年	26 年	27 年 速報値
製造業	308	332	301	295	277	266
建設業	192	174	211	192	167	156
陸上貨物運送事業	104	115	106	95	101	114
農林業	127	119	118	125	92	98
小売業	99	114	78	89	111	77
社会福祉施設	94	86	95	80	85	85
全業種	1,217	1,241	1,182	1,173	1,100	1,072

※27年速報値は平成28年1月末現在
資料出所：労働者死傷病報告

(2) 労働者の健康の確保

化学物質による健康障害防止対策に引き続き重点的に取り組むほか、メンタルヘルス対策、職場における受動喫煙防止、腰痛予防及び熱中症予防を推進します。

重点対策は次のとおりです。

【化学物質対策】

特定化学物質取扱事業場に対する指導

化学物質のリスクアセスメント（平成28年6月1日義務化）について円滑施行

【メンタルヘルス】

ストレスチェック制度（昨年12月1日から労働者数50人以上の事業場に対し義務化）の適正な実施

(第1-図8)

昨年６月１日から受動喫煙防止措置が
努力義務となったことから、同対策助
成金を活用した取組の促進

【腰痛予防】

「職場における腰痛予防対策指針」の周知徹底

【熱中症予防】

暑さが本格化する前の時期を中心に屋
外作業における予防対策の周知徹底

9 労災補償対策の推進

(1) 迅速・適正な労災補償業務の徹底

労災保険請求の迅速・適正な処理に努めます。

特に、社会的に大きな関心を集めている精神障害、脳・心臓疾患及び石綿関連疾患に係る労災請求事案については、認定基準に基づき適正な事務処理を行い、的確な進行管理の徹底を図ることにより、迅速な事務処理に努めています。

(2) 労災レセプトのオンライン請求について

労災保険の労災診療費・労災薬剤費の請求が、平成 26 年 2 月請求分から、オンライン・電子媒体でできるようになりました。

オンライン請求には各医療機関、薬局にも電子化による診療点数の算定ができるなどのメリットがあります。このため、現在、労働局では各医療機関、薬局に対しオンライン請求の導入に向けた周知、広報を積極的に行っています。

10 労働保険制度に基づくセーフティネットの運営

(1) 労働保険の適正徴収

労働保険制度の円滑な運営のためには、事業主に対して制度の理解を促すとともに、労働保険料を適正に申告・納付いただくことが重要です。

平成28年度の労働保険年度更新期間は6月1日～7月11日であり、効果的な周知・広報を行います。

（２）労働保険の適用促進

労働保険制度の信頼性と費用負担の公平性等を確保する観点から、関係行政機関や適正加入促進事業に係る受託団体との連携により、未手続事業の積極的な解消に努めます。

労働保険適用事業場数

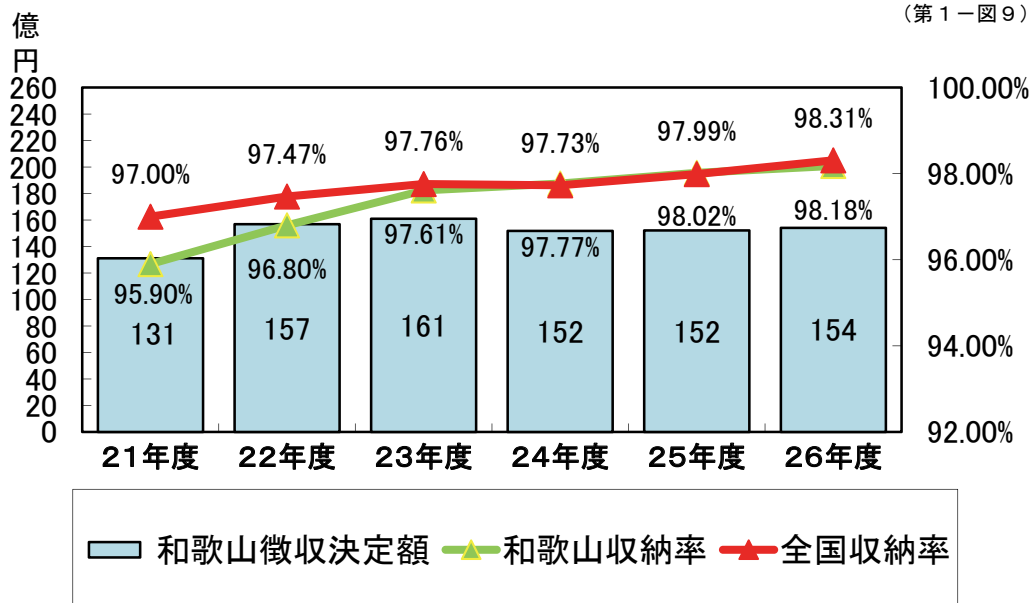
(第2-表3)

(単位:事業)	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
適用事業場数	29,017	28,893	28,971	28,958	29,156	29,203
個別事業場数	13,761	13,807	13,885	14,010	14,227	14,317
委託事業場数	15,256	15,086	15,086	14,948	14,929	14,886

資料出所:和歌山労働局総務部労働保険徴収室

労働保険料収納状況

(第1-図9)



資料出所:和歌山労働局総務部労働保険徴収室

11 個別労働関係紛争の解決の促進

解雇、労働条件の引き下げ、職場でのいじめ・嫌がらせ等の労働問題等の相談に対して、懇切・丁寧な対応と迅速・的確な処理に努めます。

また、民事上の個別労働紛争の迅速な解決に向けて、労働局長による助言・指導及び紛争調整委員会によるあっせん（弁護士や有識者からなる紛争調整委員が紛争当事者間の調整を行う等話し合いによる解決制度）を行います。

(第1-図10)



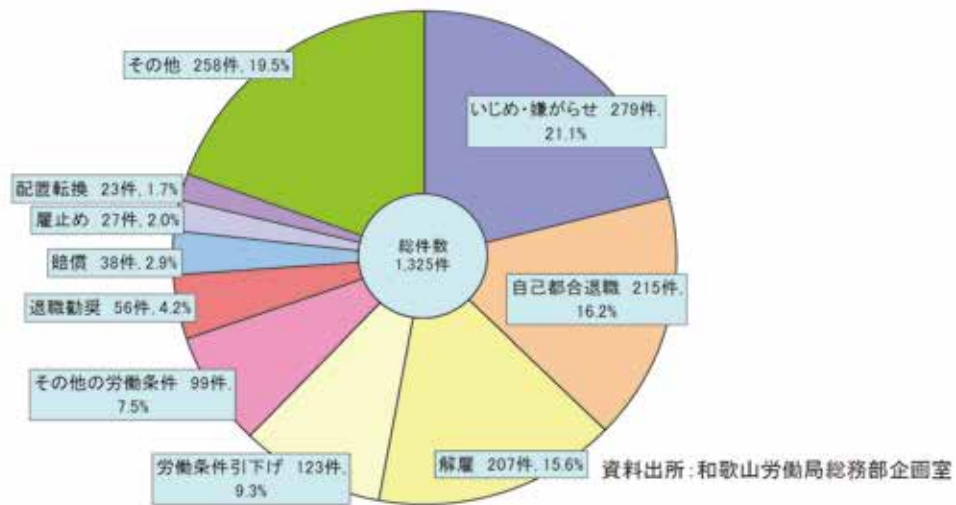
資料出所:和歌山労働局総務部企画室

図2

平成26年度 民事上の個別労働紛争相談の内訳

(第1-図11)

※重複カウントあり



12 自治体等と連携した雇用対策

(第1-写真2)

和歌山県と労働局の協定に基づく「ワークプラザ河北」での一体的実施の取組や和歌山市と労働局の協定に基づく「和歌山福祉・就労支援センター」での生活保護受給者に対する就職支援、「紀の川市ふるさとハローワーク」における紀の川市と連携した職業紹介を推進します。

また、和歌山の企業等へのU・Iターン就職希望者に対しては、和歌山県と連携して、綿密な相談援助や職業紹介を実施し、Uターンフェアの開催や「U・Iわかやま就職ガイドブック」の配付により、求人情報と就職機会を提供します。



(第1-写真3)

さらに、「和歌山県への移住・定住促進に係る連携・協力等に関する協定」に基づき、「ハローワークサロンほんまち」において、和歌山県への移住・定住希望者の就職支援のほか、若年者、新規学卒者（新卒応援ハローワーク）、子育て女性の就職支援等を一体的に実施するとともに、労働局やハローワークが地方自治体や他省庁の施策とも連携しながら、和歌山県に必要な人材を呼び戻す取組を行うこととします。

第2 「全員参加の社会」の実現加速

1 女性の就業希望の実現

子育てしながら就職を希望する女性等に対して、キッズコーナーやベビーチェアの設置により子ども連れで来所しやすい環境を整備したマザーズコーナーにおいて就職支援サービスを提供します。

また、個々の求職者のニーズを踏まえた担当者制によるきめ細かな職業相談・職業紹介を行うとともに、求職者の希望に適合する求人開拓を実施します。



(第2-写真1)

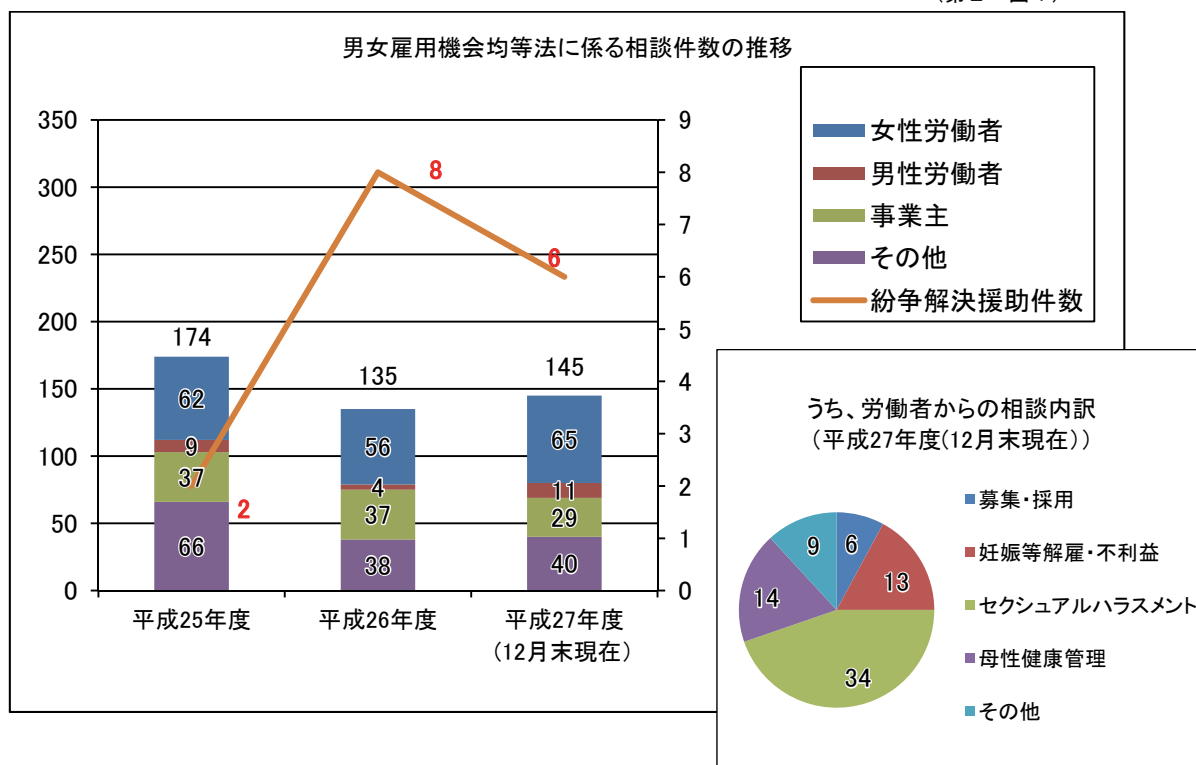
2 男女均等確保対策と企業における女性の活躍推進

(1) 男女雇用機会均等法の実効性の確保

男女雇用機会均等法の周知・徹底と法の履行確保を図ります。

また、性別を理由とする差別的取扱い、妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い（マタニティハラスメント）や、職場におけるセクシュアルハラスメント等に関する相談が寄せられた場合は、相談者の立場に配慮しつつ、適切に対応し、法違反があれば指導を行うほか、労働局長の援助又は調停を行い、紛争の迅速な解決を図ります。

(第2-図1)



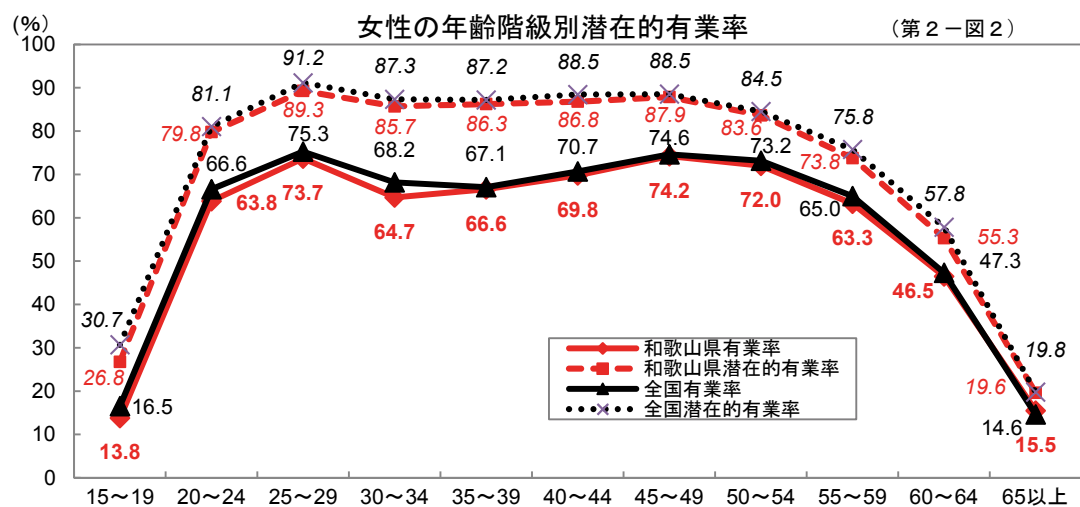
資料出所：和歌山労働局雇用均等室

(2) 女性活躍推進法の周知・実効性の確保

我が国における女性の現状として、就業を希望していながらも働いていない潜在的有業者が多数おり、また第一子出産を機に6割が退職するなど、女性が職場で活躍できていない現状があるため、女性の個性と能力が十分に発揮できる社会を実現するための女性活躍推進法が平成27年に成立、平成28年4月1日に完全施行されます。

これにより、従業員301人以上企業については、自社の女性の活躍状況を把握・分析し、女性の活躍に向けた行動計画を策定、策定届を労働局に提出する必要がある、労働局では県内の義務企業に対して働きかける等、法の円滑な施行を推進します。

また、女性の活躍を推進する企業に対しての認定制度も創設されたことから、認定マークの周知等、積極的に周知活動を行います。



資料出所：総務省「就業構造基本調査」



両立支援のひろば



女性活躍推進法 認定マーク「えるぼし」



3 仕事と家庭の両立支援対策の推進

(1) 育児・介護休業法の確実な履行

育児・介護休業法の周知徹底を図り、特に中小企業の事業主に対し、制度の確実な履行確保のための指導等を実施します。

また、育児・介護休業の申出や取得を理由とする解雇その他不利益取扱い等に関する相談が寄せられた場合は、事業主から事情を聴き、法違反があれば指導を行うほか、労働局長の援助又は調停を行い、紛争の迅速な解決を図ります。

(2) 両立支援に取り組む事業主に対する支援

両立支援制度を利用しやすい職場環境の整備に取り組む事業主を支援するため、両立支援助成金を周知し、活用を促します。また、女性の活躍・両立支援総合サイトを紹介することにより、効果的、効率的な情報提供を行います。

(3) 次世代育成支援対策の推進

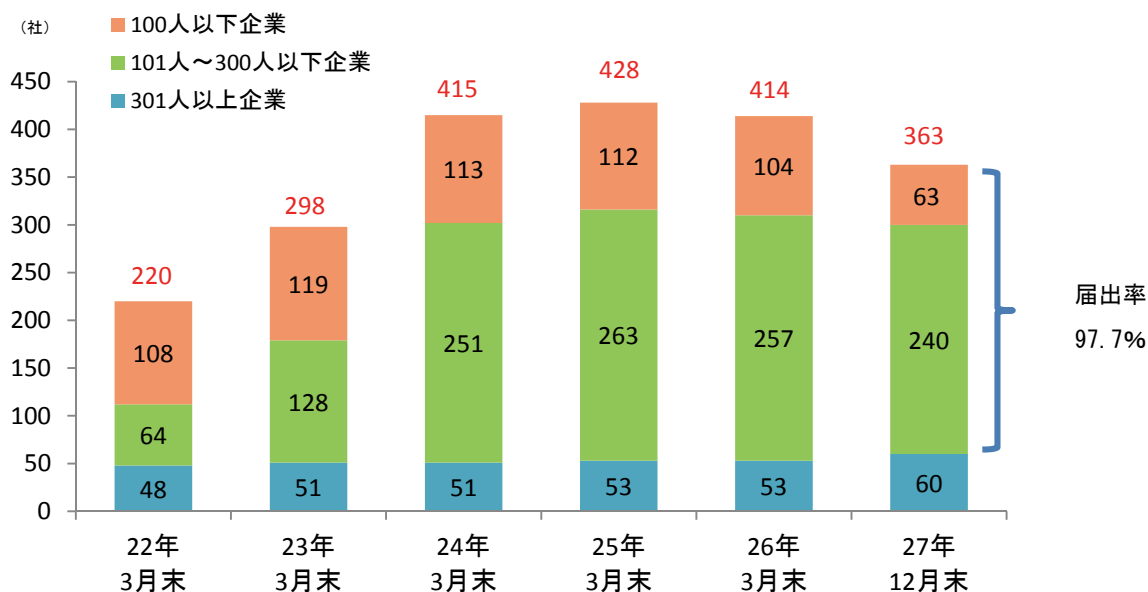
平成 27 年 4 月 1 日施行の改正次世代育成支援対策推進法に基づき、労働者 101 人以上の企業は、引き続き一般事業主行動計画の策定・届出等が義務付けられています。

多くの企業が、次世代認定マーク「くるみん」や新たに設けられた「プラチナくるみん」の取得を目指して取組を進めるよう、企業訪問等により周知啓発を行います。



和歌山県における一般事業主行動計画の届出数の推移

(第 2 - 図 3)



資料出所:和歌山労働局雇用均等室

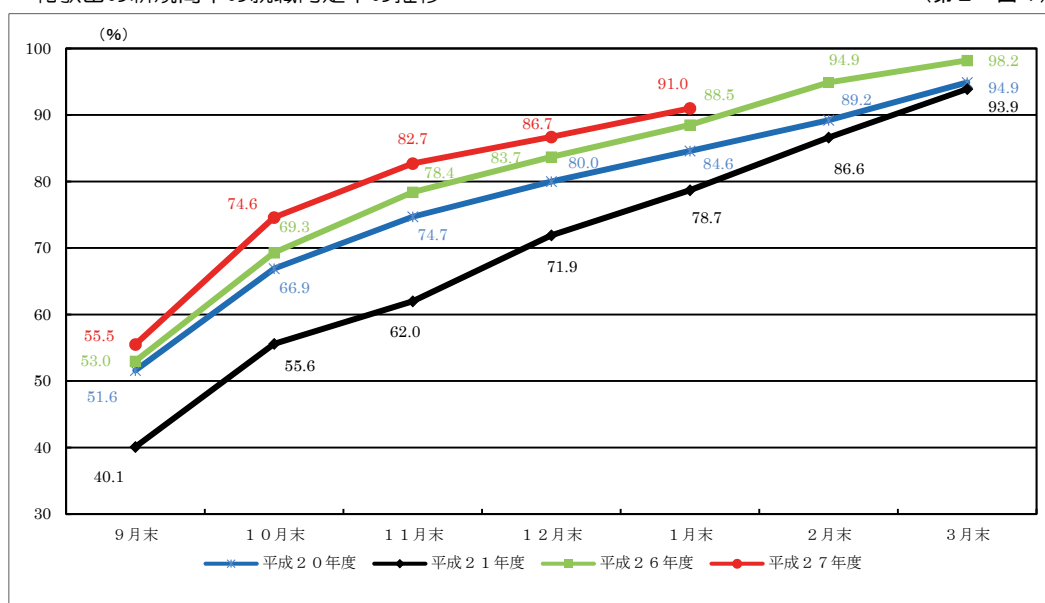
4 若者の雇用対策の推進

新規学卒者の就職を支援する学卒ジョブサポーター等を活用して、学卒求人の確保と学生に対する職業相談等を実施します。また、「わかやま新卒応援ハローワーク」を拠点に、大学生等を対象に大学等への出張相談や大学等の協力による未内定者の全員登録、集中支援などを実施し就職を支援します。

- ・大学などの新卒者・既卒者に対する就職支援の推進
- ・就職活動から職場で活躍するまでの総合的なサポート
- ・フリーターなど若年非正規労働者に対する就職支援
- ・ニートの状態にある若者の自立支援

和歌山の新規高卒の就職内定率の推移

(第2-図4)



《求職者の方へ》 (第2-図5)

[illegible]

《事業主の方へ》 (第2-図6)

「働き方改革」のすすめ

若者の採用・育成に積極的な中小企業の皆さまへ

「若者応援宣言企業」になりましたか？

「若者応援宣言企業」とは・・・

一定の労働管理の体制が整備されており、若者（35歳未満）を対象とした求人を出し、または事業を行っており、通常の求人情報よりも詳細な企業情報・採用情報を提供している企業とする中小企業を「若者応援宣言企業」として、都道府県労働局・ハローワークが積極的にPR等を行う事業です。

一定の労働管理体制

積極的に若者（35歳未満）採用・育成

詳細な企業情報・採用情報を公開

若者応援
宣言企業

ハローワークが
積極的に
PRします

「若者応援宣言企業」になると、どんなメリットがあるの？

1 若者の積極採用が
期待できます

ハローワークに提供される企業求人情報により、より詳細な企業情報・採用情報を見やすくなります。他社の企業情報・採用情報（求人情報・求職情報）と並び、より良い求人への人気が期待できます。採用の機会が増えることが期待されます。

2 雇主の魅力をアピール
できます

雇主が魅力が伝わる、若者の心・働きに響く内容の企業情報・採用情報（求人情報・求職情報）と並び、より良い求人への人気が期待できます。採用の機会が増えることが期待されます。

3 就職奨励金などへの
参加資格が得られます

就職奨励金などの制度について積極的に取り組む企業として、若者の採用・育成を奨励されます。よりよい求人への人気が期待できます。

4 「若者応援宣言企業」を
表章することができます

「若者応援宣言企業」として表章を受ける。若者の心・働きに響く内容の企業情報・採用情報（求人情報・求職情報）と並び、より良い求人への人気が期待できます。採用の機会が増えることが期待されます。

※1 一定の労働管理体制とは、労働管理の体制が整備されていること、若者（35歳未満）を対象とした求人を出していること、または事業を行っており、通常の求人情報よりも詳細な企業情報・採用情報（求人情報・求職情報）を提供していること、を指します。

どんな企業が「若者応援宣言企業」になれることができるの？

次の1から7の条件（宣言基準）すべてを満たす中小企業であれば、宣言できます。

- 1 法人か個人事業主か、若者（35歳未満）の求人・求職活動に関する企業情報・採用情報（求人情報・求職情報）を公開していること
- 2 若者の採用のやりかたが積極的に採用情報・求職情報と並び、より良い求人への人気が期待できること
- 3 下掲の企業情報・採用情報（求人情報・求職情報）を公開していること
- 4 若者の採用のやりかたが積極的に採用情報・求職情報と並び、より良い求人への人気が期待できること
- 5 過去1年間に若者（35歳未満）の採用実績があること
- 6 過去1年間に若者（35歳未満）の採用実績があること
- 7 過去1年間に若者（35歳未満）の採用実績があること

※1 企業情報・採用情報（求人情報・求職情報）とは、企業情報・採用情報（求人情報・求職情報）と並び、より良い求人への人気が期待できること、を指します。

厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

LETT1048改訂版

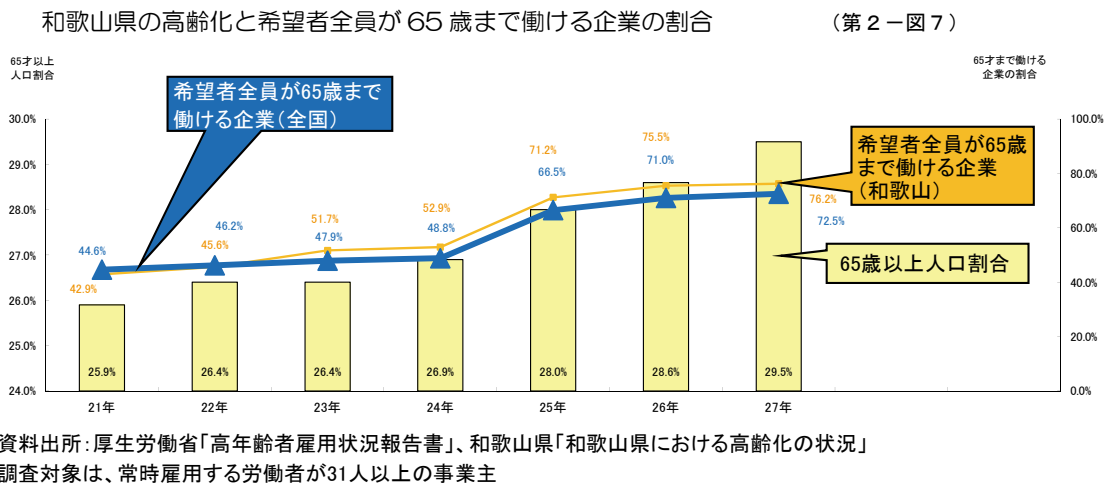
6 高齢者の就労促進

(1) 高齢者雇用確保措置の実施状況

平成27年6月1日現在で、和歌山県内の民間企業等（常時雇用する労働者が31人以上の事業主）における継続雇用制度導入等の高齢者雇用確保措置の実施状況は99.0%（全国99.2%）、希望者全員が65歳以上まで働ける企業は76.2%（全国72.5%）となっています（「平成27年高齢者雇用状況報告」）。

(2) 生涯現役社会に向けた取組

企業における高齢者の雇用が一層進むよう取り組んでいくとともに、高齢者に対する再就職支援を充実・強化するなど、高齢者が健康で、意欲と能力がある限り年齢にかかわらず働き続けることができる社会（「生涯現役社会」）の実現に向け環境整備を図ります。



6 障害者の就労促進

(1) 雇用率達成指導

平成27年6月1日現在で、和歌山県内の民間企業における障害者雇用率は、2.16%（全国1.88%）と比較的高い水準にあり、雇用率達成企業の割合も、61.7%（全国47.2%）と前年の57.0%に比べ上昇しています（「平成27年障害者雇用状況報告」）。

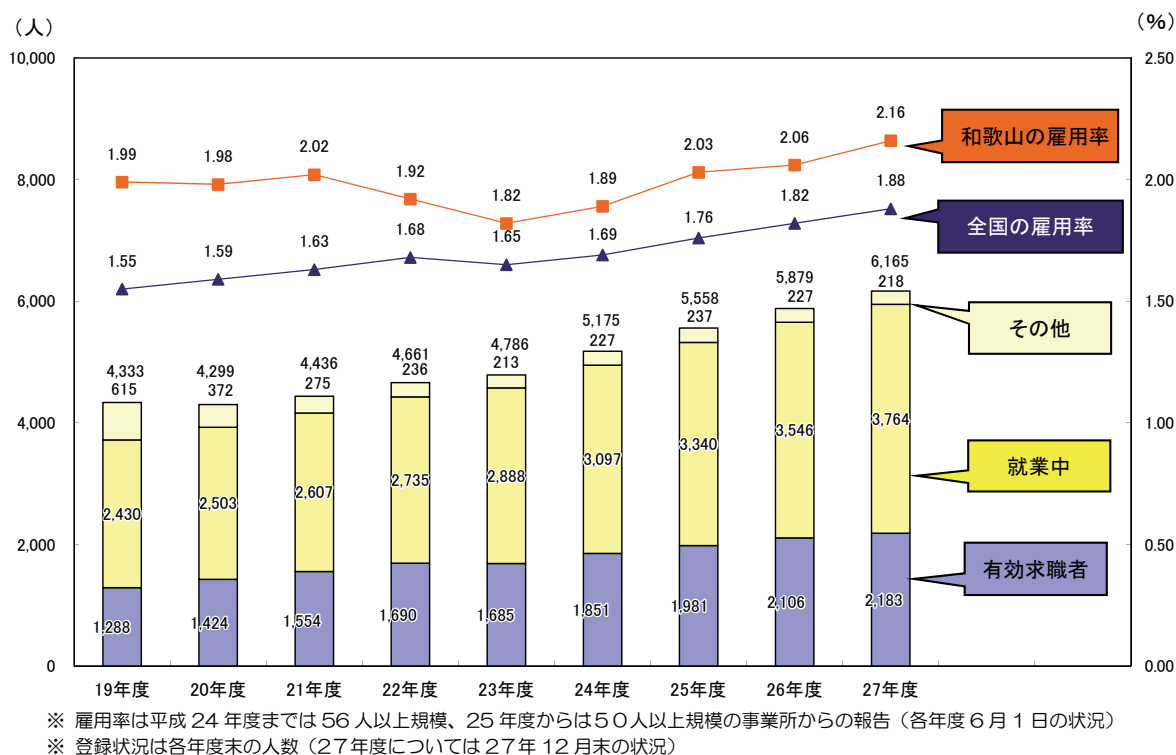
法定雇用率未達成の企業等に対して、事業所訪問による指導などを積極的に実施するとともに、障害のある方に対しては、カウンセリングをはじめ、職場実習の開拓、就職後のフォローアップ等一貫した支援を行います。

(2) 地域就労支援の強化

障害者就業・生活支援センター、特別支援学校、福祉施設等地域の関係機関と連携し、情報の共有化を図り、就職から職場定着までの「チーム支援」を実施します。
労働局が中心となり、職場実習先の確保、企業見学会等を行うことにより福祉、教育、医療から雇用へ移行することを推進します。

民間企業における障害者雇用率及び障害者求職登録状況の推移

(第2-図8)



資料出所：厚生労働省「障害者雇用状況報告書」、「職業安定業務統計」

7 重層的なセーフティネットの構築

生活保護受給者等の就労による自立を促進するため、ハローワークの窓口における担当者制による相談支援や地方自治体へ巡回相談の実施、さらには常設窓口によるワンストップ型の支援を行うなど、地方自治体と連携して早期の就職支援を行います。

生活保護受給者等就労自立促進事業実施状況（平成27年4月～12月）

(第2-表1)

区分	生活保護	児童扶養手当	住居確保給付	生活困窮者	相談段階他	計
支援対象者数	353人	470人	8人	44人	11人	886人
就職者数	220人	322人	3人	21人	9人	575人

資料出所：和歌山労働局職業安定部地方訓練受講者支援室

また、求職者支援訓練を通じ、求職者が新たな職業能力や技術を身につけ早期の再就職を実現するため、地域の求職者の動向や訓練ニーズにあった訓練コースを設定し、適切な受講あっせん等訓練機会の確保に努めるとともに、訓練終了後の担当者制によるきめ細やかな就職支援を行います。

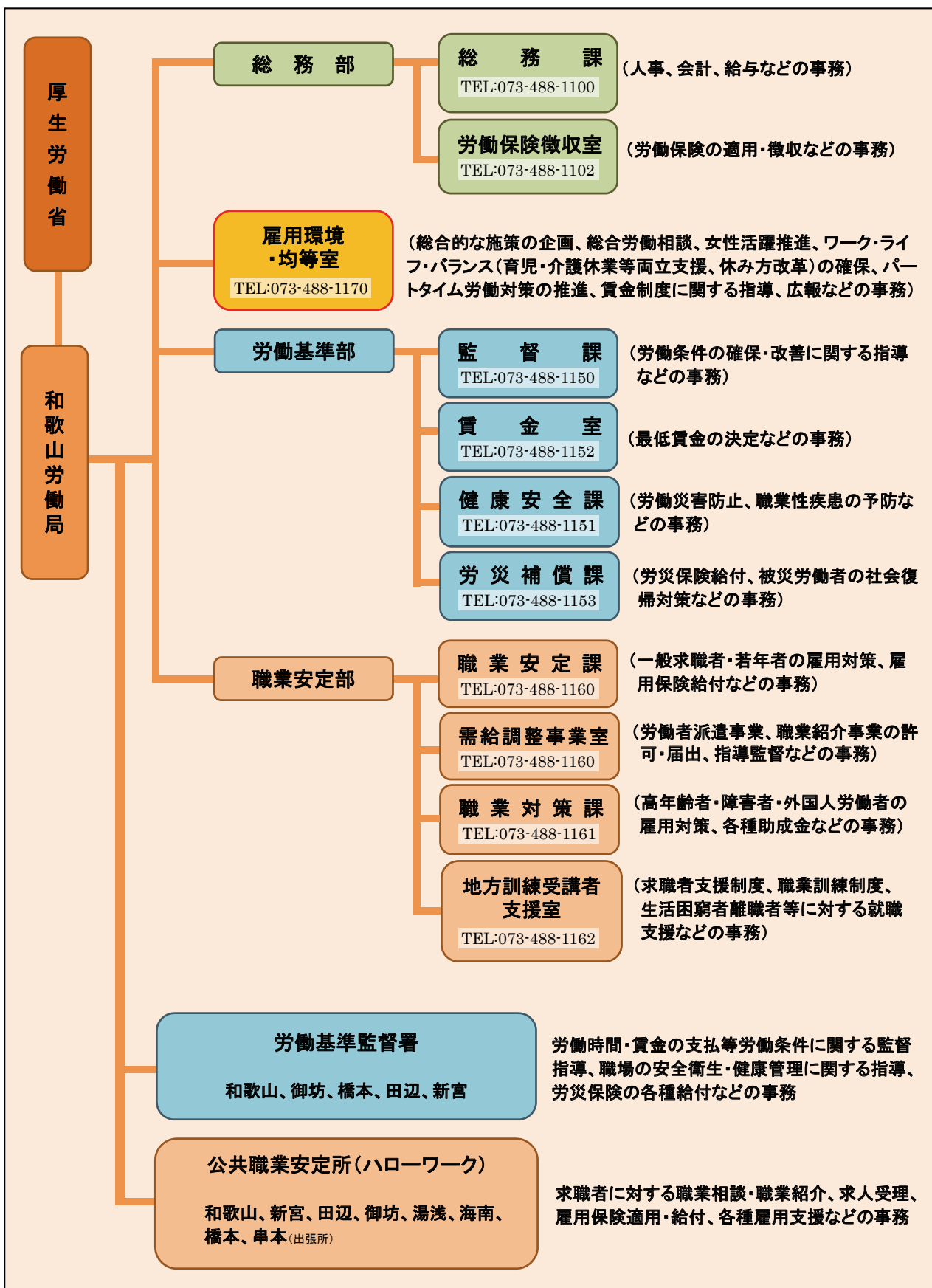
求職者支援訓練実施状況（平成27年4月～12月）

(第2-表2)

開講訓練コース		受講者数	定員充足率	雇用保険適用就職率
コース数	定員数			平成26年度中に開始した訓練コースの就職率
28コース	401人	252人	62.8%	50.6%

資料出所：和歌山労働局職業安定部地方訓練受講者支援室

和歌山労働局の組織と主な業務内容



労働関係について相談したいとき(一覧)

相談の内容	相談先
○総合労働相談コーナー ・労働基準関係法令以外の解雇、労働条件変更等を巡る労働者と使用者との紛争に関する相談 ・事業主からのいじめ、嫌がらせ等に関する相談 ・その他法令、制度に関する照会など	労働局又は労働基準監督署の総合労働相談コーナー
○男女の均等取扱、パートタイム労働に関する相談 ・職場における男女の均等取扱、マタハラ、セクハラなどの相談 ・母性健康管理に関する相談 ・パートタイム労働に関する相談 ・女性活躍推進法に関する相談	労働局雇用環境・均等室
○育児・介護休業、次世代法等に関する相談 ・育児、介護休業法等に関する相談 ・次世代法に基づく行動計画の策定、認定などの相談 ・育児休業給付、介護休業給付などの相談	労働局雇用環境・均等室 所轄のハローワーク又は労働局職業安定課
○労働条件に関する相談 ・賃金不払、解雇、労働時間、有給休暇などの相談 ・最低賃金などの相談 ・労働時間・有給休暇・賃金・退職金制度の改善などの相談	所轄の労働基準監督署又は労働局監督課 労働局賃金室 労働局雇用環境・均等室
○労働安全、健康管理に関する相談 ・職場の安全衛生、健康管理などの相談	所轄の労働基準監督署又は労働局健康安全課
○労災保険に関する相談 ・労災保険の申請や給付に関する相談 ・労災保険の加入などの相談	所轄の労働基準監督署又は労働局労災補償課 所轄の労働基準監督署又は労働局労働保険徴収室
○雇用保険に関する相談 ・雇用保険の申請や給付に関する相談 ・雇用保険の加入などの相談	所轄のハローワーク又は労働局労働保険徴収室
○就職活動に関する相談 ・求職、求人に関する相談	所轄のハローワーク又は労働局職業安定課
○職業訓練に関する相談 ・職業訓練の受講などの相談	所轄のハローワーク又は労働局地方訓練受講者支援室
○外国人の就労に関する相談 ・外国人労働者の職業相談、雇用管理などの相談 ・外国人労働者の労働条件などの相談	所轄のハローワーク又は労働局職業対策課 所轄の労働基準監督署又は労働局監督課
○労働者派遣、民営職業紹介事業に関する相談 ・労働者派遣事業に関する相談 ・民営職業紹介事業に関する相談	労働局需給調整事業室

労働基準監督署管轄区域図

和歌山署

管轄区域 和歌山市・海南市・岩出市・紀美野町（3市1町）
管内人口 476,111人（平成28年1月現在）
管内面積 477.23km²（平成22年国勢調査）
産 業 鉄鋼、機械（繊維機械・精密機械）、皮革、染料、木工家具、ニット生地、漆器、和雑貨（キッチン・バス・トイレ用品）など

御坊署

管轄区域 御坊市・有田市・有田町・日高郡（みなべ町を除く）（2市8町）
管内人口 137,406人（平成28年1月現在）
管内面積 1,053.96km²（平成22年国勢調査）
産 業 みかん、梅、山椒、蚊取線香、醤油、石油精製、電線製造、紀州備長炭、マージャンバイなど

田辺署

管轄区域 田辺市・日高郡のうちみなべ町・西牟婁郡（1市4町）
管内人口 127,785人（平成28年1月現在）
管内面積 1,580.27km²（平成22年国勢調査）
産 業 ボタン、梅の栽培及びこれらを原料とする食料品製造業、製材、紀州備長炭
観光産業 熊野三山霊地、湯峰温泉、川湯温泉、白浜温泉、椿温泉ほか

橋本署

管轄区域 橋本市・紀の川市・伊都郡（2市3町）
管内人口 150,998人（平成28年1月現在）
管内面積 691.48km²（平成22年国勢調査）
産 業 パイル繊維（シール繊維・寝具・インテリア用品など全国シェア90%）、柿・みかん等の果樹栽培、紀州へら竿など
観光産業 高野山霊地

新宮署

管轄区域 新宮市・東牟婁郡（1市4町1村）
管内人口 67,710人（平成28年1月現在）
管内面積 923.35km²（平成22年国勢調査）
産 業 上質な紀州材の産地、特に遠洋漁業の基地としても有名（鯨・マグロほか）
観光産業 熊野三山霊地、瀧峡、勝浦温泉ほか

公共職業安定所管轄区域図

ハローワーク和歌山

管轄区域 和歌山市・岩出市・紀の川市（3市）
管内人口 478,694人（平成28年1月現在）
管内面積 475.97km²（平成22年国勢調査）
産 業 鉄鋼、機械（繊維機械・精密機械）、繊維、染料、製材、ニット生地、木工家具、皮革など

ハローワークかいなん

管轄区域 海南市・海草郡（1市1町）
管内人口 60,411人（平成28年1月現在）
管内面積 229.5km²（平成22年国勢調査）
産 業 石油精製、和雑貨（キッチン・バス・トイレ用品）、木工、家具、漆器、繊維製品など

ハローワーク湯浅

管轄区域 有田市・有田町（1市3町）
管内人口 74,133人（平成28年1月現在）
管内面積 474.8km²（平成22年国勢調査）
産 業 石油精製、電線製造、蚊取線香、縫製、醤油、みかん等果樹栽培

ハローワーク御坊

管轄区域 御坊市・日高郡（みなべ町を除く）（1市5町）
管内人口 63,273人（平成28年1月現在）
管内面積 579.16km²（平成22年国勢調査）
産 業 機械器具、金属製品、梅加工、紀州備長炭、木材・木製品製造、マージャンバイなど

ハローワーク田辺

管轄区域 田辺市（本宮町を除く）、西牟婁郡（すさみ町を除く）
管内人口 120,700人（平成28年1月現在）
管内面積 1,201.5km²（平成22年国勢調査）
産 業 ボタン、製材、梅の栽培及びこれらを原料とする食料品製造業、紀州備長炭など
観光産業 白浜温泉、椿温泉ほか

ハローワーク橋本

管轄区域 橋本市・伊都郡（1市3町）
管内人口 90,480人（平成28年1月現在）
管内面積 463.24km²（平成22年国勢調査）
産 業 パイル繊維（シール繊維・寝具・インテリア用品など全国シェア90%）、柿・みかん等果樹栽培、紀州へら竿など
観光産業 高野山霊地

ハローワーク新宮

管轄区域 新宮市・田辺市本宮町・東牟婁郡（串本町、古座川町を除く）（2市2町1村）
管内人口 51,454人（平成28年1月現在）
管内面積 697.11km²（平成22年国勢調査）
産 業 上質な紀州材の産地であり、特に遠洋漁業の基地としても有名（鯨・マグロほか）
観光産業 熊野三山霊地、瀧峡、勝浦温泉、湯峰温泉、川湯温泉ほか

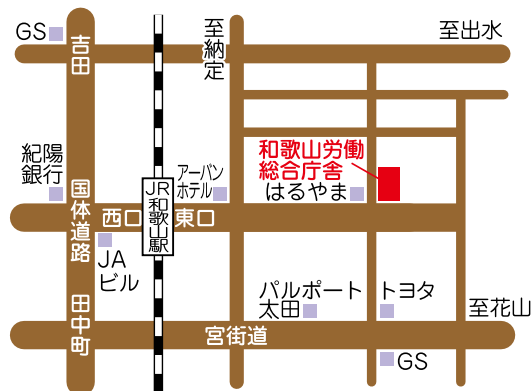
ハローワーク串本 〈新宮串本出張所〉

管轄区域 西牟婁郡すさみ町、東牟婁郡串本町、古座川町（3町）
管内人口 23,341人（平成28年1月現在）
管内面積 605.01km²（平成22年国勢調査）
産 業 木材・木製品製造、漁業

和歌山労働局の所在地

〒640-8581 和歌山市黒田二丁目3番3号
和歌山労働総合庁舎

和歌山労働局ホームページアドレス
<http://wakayama-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>



県内の労働基準監督署

和歌山	〒640-8582	和歌山市黒田二丁目3番3号 和歌山労働総合庁舎 1階	
		方 面	TEL : 073-488-1200
		安全衛生課	TEL : 073-488-1201
		業 務 課	TEL : 073-488-1202
		労 災 課	TEL : 073-488-1203
御 坊	〒644-0011	御坊市湯川町財部 1132	TEL : 0738-22-3571
橋 本	〒648-0072	橋本市東家 6丁目9の2	TEL : 0736-32-1190
田 辺	〒646-8511	田辺市明洋二丁目24番1号	TEL : 0739-22-4694
新 宮	〒647-0033	新宮市清水元 1丁目2番9号	TEL : 0735-22-5295

県内のハローワーク

和歌山 (マザーズコーナー)	〒640-8331	和歌山市美園町5丁目4-7	TEL : 073-425-8609
(東別館)	〒640-8331	和歌山市美園町5丁目4-7	TEL : 073-425-8609
新 宮	〒647-0044	新宮市神倉4丁目2番4号	TEL : 0735-22-6285
(串本出張所)	〒649-3503	東牟婁郡串本町串本 2000の9	TEL : 0735-62-0121
田 辺	〒646-0027	田辺市朝日ヶ丘 24の6	TEL : 0739-22-2626
御 坊	〒644-0011	御坊市湯川町財部 943	TEL : 0738-22-3527
湯 浅	〒643-0004	有田郡湯浅町湯浅 2430の81	TEL : 0737-63-1144
海 南	〒642-0001	海南市船尾 186の85	TEL : 073-483-8609
橋 本 (マザーズコーナー)	〒648-0072	橋本市東家5丁目2番2号 橋本地方合同庁舎 1階	TEL : 0736-33-8609

その他の職業相談窓口

ワークプラザ岩出（ハローワークプラザ和歌山）		
〒 649-6234	岩出市高瀬 74-1（ダイコービル 1 階）	TEL：0736-61-3100
ハローワークサロンほんまち（わかやま新卒応援ハローワーク）		
〒 640-8033	和歌山市本町 1 丁目 2 2 番（Wajima 本町ビル 2 階）	TEL：073-421-1220
紀の川ワークサロン（紀の川市地域職業相談室）		
〒 640-0411	紀の川市貴志川町前田 142（市役所貴志川支所西側）	TEL：0736-65-3435
ワークプラザ河北（地域共同就職支援センター）		
〒 640-8403	和歌山市北島 37-5	TEL：073-494-3050

総合労働相談コーナーご案内

和歌山労働局総合労働相談コーナー	TEL：073-488-1020
和歌山総合労働相談コーナー（和歌山労働基準監督署内）	TEL：073-488-1200
御坊総合労働相談コーナー（御坊労働基準監督署内）	TEL：0738-22-3571
橋本総合労働相談コーナー（橋本労働基準監督署内）	TEL：0736-32-1190
田辺総合労働相談コーナー（田辺労働基準監督署内）	TEL：0739-22-4694
新宮総合労働相談コーナー（新宮労働基準監督署内）	TEL：0735-22-5295